



## マイナンバー制度が始まりました



平成28年1月から、介護保険に関する手続きで、「個人番号」の記入が必要になります。

手続きの際に、ご本人の個人番号とご本人の確認ができる書類が必要です。

代理人の場合は、代理権と代理人の確認、ご本人の個人番号が確認できる書類が必要です。

### 1. ご本人による申請に必要な書類 [窓口来所・郵送 (郵送の場合はコピー可)]

① 番号確認	次の(1)(2)のいずれか1つが必要です。 (1) マイナンバーカード (個人番号カード) (2) 通知カード
② 本人確認	次の(1)(2)のいずれか1つが必要です。(1)(2)が困難な場合は(3)が2つ以上必要です。(期限が切れたもの、顔写真が現在の容姿と著しく異なるものは利用できません。) (1) マイナンバーカード (個人番号カード) (2) 運転免許証、運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降に交付のもの)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳 (療育手帳)、在留カード、特別永住者証明書、その他の官公署発行で写真付の i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの (3) 上記(1)(2)が困難な場合は、以下の書類が2つ以上必要です。 公的医療保険の被保険者証 (健康保険証、後期高齢者医療証等)、介護保険被保険者証 (資格者証)、負担割合証、認定更新通知、保険料決定通知、生活保護受給者証、年金手帳、その他の官公署発行で i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの、公共料金領収証 (電気、ガス、水道、電話)

※上記の書類が必要ですが、やむを得ず用意が困難な場合は、区において被保険者が確認できれば申請を受理します。

(裏面あり)

## 2. 代理人による申請に必要な書類 [窓口来所・郵送 (郵送の場合はコピー可)]

<p>① 代理権 の確認</p>	<p>次の(1)～(3)のいずれか1つが必要です。                  (1) 法定代理人は、登記事項証明書その他その資格を証明する書類                  (2) 任意代理人は、委任状                  (3) 上記(1)(2)が困難である場合は、<u>本人の介護保険関係書類</u>(介護保険被保険者証、負担割合証、認定更新通知、保険料決定通知等、その他の官公署から本人に対し一つに限り発行・発給された書類)</p>
<p>② 代理人 の確認</p>	<p>代理人が個人の場合は、(1)が必要です。(1)が困難な場合は(2)が必要です。                  (期限が切れたもの、顔写真が現在の容姿と著しく異なるものは利用できません。)                  代理人が法人の場合は、(3)が必要です。</p> <p>(1) 以下の書類が1つが必要です。  <u>代理人のマイナンバーカード</u> (個人番号カード)、介護支援専門員証 (ケアマネ証)、運転免許証、運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降に交付のもの)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳 (療育手帳)、在留カード、特別永住者証明書、その他の官公署発行で写真付の i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されたもの</p> <p>(2) 上記(1)が困難な場合は、以下の書類が2つ以上必要です。  <u>代理人の公的医療保険の被保険者証</u> (健康保険証、後期高齢者医療証等)、介護保険被保険者証 (資格者証)、負担割合証、認定更新通知、保険料決定通知、生活保護受給者証、年金手帳、児童扶養手当証書、その他の官公署発行で i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの、公共料金領収証 (電気、ガス、水道、電話)、社員証</p> <p>(3) 法人の場合は、アの書類が必要です。アがない場合はイとウの書類が必要です。                  ア <u>介護保険サービス指定事業者と本人の契約書等</u>の写し (本人と法人名、法人住所の記載箇所の写し)                  イ <u>登記事項証明書</u>その他の官公署から発行された書類 (i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地が記載されているもの)                  ウ <u>法人と本人の関係を証する書類</u> (契約書等の本人と法人名、法人住所の記載箇所の写し)</p>
<p>③ 本人の 番号 確認</p>	<p><u>本人の番号確認</u>ができる、次の(1)(2)のいずれか1つが必要です。                  (1) 本人のマイナンバーカード (個人番号カード) 又は写し                  (2) 本人の通知カード又は写し</p>

※代理権、代理人の身元確認で書類不足等で疑義が生ずる場合は、区より本人に代理人について照会することがあります。

※上記の書類が必要ですが、やむを得ず用意が困難な場合は、区において被保険者が確認できれば申請を受理します。

### 【介護保険申請のお問い合わせ先】

部署名	電話	FAX
世田谷 総合支所 保健福祉課	5432-2850	5432-3049
北 沢 総合支所 保健福祉課	6804-8701	6804-8813
玉 川 総合支所 保健福祉課	3702-1894	5707-2661
砧 総合支所 保健福祉課	3482-8193	3482-1796
烏 山 総合支所 保健福祉課	3326-6136	3326-6154